

入間市 公園施設長寿命化計画

【概要版】

2023年3月

入間市 都市整備部 都市計画課

1. 都市公園整備状況

(2022年4月1日時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
56	384,607.64 m ²	3.66 m ²

2. 計画期間〔2024年度～2033年度（10箇年）〕

3. 計画対象公園

① 種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
46	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49

② 選定理由

本計画は、子供や高齢者をはじめ、誰もが安全で安心して利用できる公園とするため、所管する公園全てを対象とした。

4. 計画対象公園施設

① 対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
263	15	265	202	10	12	70

管理施設	その他	合計
1,117	0	1,954

② これまでの維持管理状況

これまで全ての公園施設（建築物、遊戯施設、公園施設等）を対象に公園管理者及び指定管理者による維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を行っている。

遊戯施設はこれらの管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人 日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S：2014」に基づき毎年1回の定期点検を実施している。

この定期点検により、危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから補修を行ってきた。

③ 選定理由

本市の公園は設置から30年以上経過した公園が大半を占め、公園施設の老朽化が顕在化してきている。今後進展する遊具等の老朽化に対する安全対策の強化及び修繕・更新費用

の平準化を図る観点から、既存ストックの長寿命化対策及び計画的な修繕・改築・更新を行うため、管理対象公園全てを計画対象公園とした。

計画対象公園については、公園施設の長寿命化対策により、公園機能の保全を図りつつ、修繕・更新費用の平準化を図る。また、日常点検や定期点検による確認により、施設の安全性を維持する。

なお、本市では、公園施設長寿命化計画について 2022 年度に、遊具の安全点検の実施と公園施設の健全度調査、緊急度判定を実施し、2023 年度に遊戯施設を対象とした公園施設長寿命化計画を策定した。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

点検調査は、2022 年 7 月から 2023 年 3 月までの期間に実施した。

① 建築物

国土交通省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、健全度調査を実施した。

単位：施設

施設分類	健全度			
	A	B	C	D
建築物	0	0	1	0

② 遊具等

公園施設業協会の遊具の日常点検マニュアルに則り点検を行った。

単位：施設

施設分類	健全度			
	A	B	C	D
遊具	0	70	130	2

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

考慮すべき事項は、遊具を優先とすることとした。

単位：施設

施設分類	緊急度判定		
	高	中	低
遊具	132	0	70
建築物	0	1	0

7. 対策内容と実施時期

① 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を公園管理者及び指定管理者により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常を把握した場合は、必要に応じて利用禁止とし安全性を確保する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修もしくは更新を判定する。

清掃等は、公園管理者及び指定管理者により実施する。

A. 一般施設等、土木構造物等、各種設備

日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、必要に応じて利用禁止の措置を行う。

また、対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

B. 遊具等、建築物等

日常点検により施設の劣化及び損傷を把握する。

施設の劣化や損傷を把握した場合、劣化や損傷の程度により必要な措置を行う。

5年に1回以上の健全度調査を実施し、対象施設の補修もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

② 公園施設の長寿命化のための基本方針

A. 予防保全型管理に分類した施設

機能保全に支障となる劣化や損傷を未然に防止するため、日常的な維持保全に加え、点検等定期的な健全度調査を行うとともに、計画的な補修、更新を行う。

- 健全度がBまたはC判定となった時点で速やかに適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- 遊戯施設については、日常的な点検により施設の劣化損傷状況を確認し、消耗材の交換等を行うほか、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
- 日常的な点検以外に5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- 使用見込み期間は、概ね処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2.4倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.8倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1.2倍を基本とする。

B. 事後保全型管理に分類した施設

維持保全や日常点検、定期点検を実施し、劣化や損傷、異常、故障を把握し、求められる機能が確保できないと判断した時点で、撤去・更新を行う。

- 日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。

- 使用見込み期間は、概ね処分制限期間が 20 年未満の施設は、処分制限期間の 2 倍、20 年以上 40 年未満の施設は、処分制限期間の 1.5 倍、処分制限期間が 40 年以上の施設は、処分制限期間の 1.0 倍を基本とする。

8. 対策費用

①概算費用合計（10 年間）【②+③】	280,355 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10 年間）	280,355 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10 年間）	0 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	28,036 千円

9. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

『日常的な維持管理に関する基本方針』や『公園施設の長寿命化の基本方針』を基本とした年次計画に従い公園を維持管理するが、予防保全とした施設が遊具と建築物のみであるため、ライフサイクルコストの縮減効果は現れなかった。

10. 計画の見直し予定

① 計画の見直し予定年度（西暦）

2028 年度

② 見直し時期、見直しの考え方

次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。